

保 守 契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 東信森林管理署長 (以下「発注者」という。)と、
〇〇〇〇〇 (以下「受注者」という。)とは、下記の条項によりデジタル複写機 (関連装置を含む) (以下複写機という。)の保守ならびに複写機に必要なドラム及び消耗品 (用紙を除く。以下同じ。)の供給に関する契約を締結したのでその証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

- 1 契約件名：令和8年度 東部・佐久平森林事務所デジタル複写機 (複合機) 保守業務
- 2 機種名：「仕様書 別紙1」のとおり
- 3 台数：2台
- 4 設置場所：「仕様書 別紙1」のとおり
- 5 契約期間：自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日
- 6 保守料金：「仕様書 別紙1」のとおり

令和 年 月 日

発注者 長野県佐久市臼田1822
分任支出負担行為担当官
東信森林管理署長

受注者

契 約 条 項

(契約の目的)

第1条 この契約は、受注者が常時正常な状態で稼働し得るように保守ならびに複写機に必要なドラム及び消耗品の円滑な供給を行い、発注者がこれに対して保守及び消耗品等料金を受注者に支払うことを目的とする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約対象物件)

第3条 契約対象物件及び設置場所は、「仕様書 別紙1」のとおりとする。

(保守及び消耗品等料金)

第4条 保守及び消耗品等料金は、「仕様書 別紙1」のとおりとする。

(保守及び消耗品等料金の請求)

第5条 受注者は、毎月末日において発注者の指定する職員の確認を受けて、複写枚数を算出し、保守及び消耗品等料金（含 消費税及び地方消費税額）を発注者に請求する。

(保守及び消耗品等料金の支払い)

第6条 発注者は、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に料金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 受注者は発注者が約定期間内に料金を支払わないときは、発注者に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数につき政府契約の支払い遅延防止等に関する法律で定められた割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者は前項の規定に拘わらず遅延利息を支払うことを要しない。

3 前2項の場合において、支払い遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、又、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(複写機の保守)

第8条 受注者は複写機を常時正常な状態で稼働し得るように複写機の点検・調整を行わなければならない。

2 複写機が故障した場合は、すみやかに正常な状態に回復させなければならない。

3 受注者の作業の実施は、受注者所定の営業時間内に行う。

ただし、やむを得ざる事情により時間外に作業を実施した場合は、受注者は発注者に対して受注者所定の料金を請求することができる。

(ドラム及び消耗品の供給)

第9条 受注者は、複写機の点検又は発注者の通知に基づき、コピー質維持のため受注者が必要と認めたとき、ドラム及び必要な消耗品を取り替える。

2 受注者は、受注者の指定する者の巡回又は発注者の申し出によって消耗品の予備

手持量の不足を知ったとき、発注者にこれを供給する。

(ドラム及び消耗品の所有権)

第 10 条 ドラム及び消耗品の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。

(機密の保持)

第 11 条 受注者はこの契約の履行に当たって知り得た発注者の業務上の機密を外部へ漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(保守及び消耗品等料金の改定)

第 12 条 法令の制定もしくは改廃又は、予期することができない理由に基づく経済情勢の激変等により、保守及び消耗品等料金が著しく不相当であると認められる場合は、発注者受注者協議して変更できるものとする。

(契約の解除)

第 13 条 発注者又は受注者は、原則として 90 日前に文書によって相手方に通知することによりこの契約を解約することができる。

2 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書によって相手方に通告し、この契約を解約することができる。

(ドラム及び消耗品の返還)

第 14 条 この契約が終了した場合、発注者はドラム及び消耗品をすみやかに受注者に返還しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 15 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 16 条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を得理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（信義則条項）

第 17 条 発注者及び受注者は、信義に基づき誠実にこの契約を履行するものとする。

（特約事項）

第 18 条 別添暴力団排除に関する特約条項のとおり

（その他）

第 19 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえ決定するものとする。

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若

しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。